

○個人情報保護委員会規則第一号

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十四日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に二重傍線を付し又は破線で囲んだ部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）</p> <p>第六条の二 法第二十二條の二第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>〔新設〕</p>

- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(個人情報保護委員会への報告)

第六条の三 個人情報取扱事業者は、法第二十二條の二第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項

〔新設〕

2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 法第二十二條の二第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法）
- 二 法第四十四條第一項の規定により、法第二十二條の二第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

（他の個人情報取扱事業者への通知）

第六條の四 個人情報取扱事業者は、法第二十二條の二第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第六條の二各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない

〔新設〕

(本人に対する通知)

第六条の五 個人情報取扱事業者は、法第二十二條の二第二項本文の規定による通知をする場合には、第六条の二各号に定める事態を知つた後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第六条の三第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

(第三者提供に係る事前の通知等)

第七条 「略」

2 法第二十三條第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 「略」

二 別記様式第二(法第二十三條第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあつては、別記様式第三)による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によつて法第二十三條第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面(電磁的記録を含む。第十一條の三第一項、第十一條の四第二項及び第十八條の六を除き、以下同じ。)を個人情報保護委員会に提出

〔新設〕

(第三者提供に係る事前の通知等)

第七条 「同上」

2 法第二十三條第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 「同上」

二 別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によつて法第二十三條第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第二によるその権限を証する書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

しなければならない。

4|| 法第二十三条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 第三者に提供される個人データの更新の方法

二| 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

(第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表)

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

一|| 法第二十三条第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項

二|| 法第二十三条第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第二項各号に掲げる事項

三|| 法第二十三条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国)

第十一条 法第二十四条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の

〔新設〕

(第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表)

第十条 個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項に掲げる事項(同項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項)を公表するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国)

第十一条 法第二十四条の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号の

各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一〇四 「略」

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十四条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

二〇四 「略」

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

第十一条の二 法第二十四条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二 「略」

(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第十一条の三 法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該外国の名称

二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の

いずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一〇四 「同上」

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十四条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

二〇四 「同上」

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

第十一条の二 法第二十四条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二 「同上」

〔新設〕

保護に関する制度に関する情報

三 当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由

二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

4 第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第十一条の四 法第二十四条第三項（法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

〔新設〕

二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第二十四条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めを受けるときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならぬ。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

一 当該第三者による法第二十四条第一項に規定する体制の整備の方法

二 当該第三者が実施する相当措置の概要

三 第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法

四 当該外国の名称

五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

七 前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

4 個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に

対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第十二条 「略」

- 2 法第二十五条第一項の記録は、個人データを第三者(同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第十五条から第十七条まで、第十八条の三及び第十八条の四において同じ。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実に見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

(第三者提供に係る記録の作成)

第十二条 「同上」

- 2 法第二十五条第一項の記録は、個人データを第三者(同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて同じ。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実に見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第十三条 法第二十五条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ [略]

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第十八条の四第一項第三号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ・ニ [略]

二 法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の本人の同意を得ての旨

ロ [略]

2 [略]

（第三者提供を受ける際の記録事項）

第十七条 法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

第十三条 法第二十五条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ [同上]

ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ・ニ [同上]

二 法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ [同上]

2 [同上]

（第三者提供を受ける際の記録事項）

第十七条 法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 「略」

二 個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の本人の同意を得ている旨

ロ 「略」

三 個人情報取扱事業者から法第二十六条の二第一項の規定による個人情報取扱事業者の提供を受けて個人データとして取得した場合 次イからニまでに掲げる事項

イ 法第二十六条の二第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第二十六条第一項第一号に掲げる事項

ハ 第一号ハに掲げる事項

ニ 当該個人情報取扱事業者の項目

四 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項

2 「略」

（個人情報取扱事業者の第三者提供を行う際の確認）

第十八条の二 法第二十六条の二第一項の規定による同項第一号に掲げる

事項の確認を行う方法は、個人情報取扱事業者の提供を受ける第三者から申告

一 「同上」

二 個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第二十三条第一項又は法第二十四条の本人の同意を得ている旨

ロ 「同上」

「新設」

三 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第一号ロからニまでに掲げる事項

2 「同上」

「新設」

を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第二十六条の二第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条の二第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることとの確認を行う方法とする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成）

第十八条の三 法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときに記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第二十六条の二第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報

〔新設〕

を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第十八条の四 法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十六条の二第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

二 個人関連情報を提供した年月日(前条第二項ただし書の規定により、法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日)

三 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 当該個人関連情報の項目

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第二十六条の二第

〔新設〕

三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間)

第十八条の五 法第二十六条の二第三項において準用する法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第十八条の三第三項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間

二 第十八条の三第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

三 前二号以外の場合 三年

(本人が請求することができる開示の方法)

第十八条の六 法第二十八条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

(仮名加工情報の作成の方法に関する基準)

第十八条の七 法第三十五条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定め

[新設]

[新設]

[新設]

る基準は、次のとおりとする。

一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じ、おそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（削除情報等に係る安全管理措置の基準）

第十八条の八 法第三十五条の二第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十五条の二第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評

〔新設〕

価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(電磁的方法)

第十八条の九 法第三十五条の二第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(軽微な変更)

第二十三条の二 法第四十九条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

(個人情報保護指針の届出)

[新設]

[新設]

(個人情報保護指針の届出)

第二十四条 法第五十三条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

(法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類)

第二十七条 法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十六条の規定による報告の徴収 当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類

二 法第四十二条第一項の規定による勧告 当該勧告の内容及び理由を記載した書類

三 法第四十二条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第五十七条の規定による命令又は法第五十八条第一項の規定による取消し 当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となつた事実を記載した書類

(公示送達の方法)

第二十八条 個人情報保護委員会は、公示送達があつたことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があつたことを通知することができる。

第二十四条 法第五十三条第二項の規定による届出は、別記様式第三による届出書によるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

別記様式第一（第六条の三第三項関係）

[新設]

受付日	年	月	日
受付番号			

報告書

個人情報の保護に関する法律第 22 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

殿

報告者の氏名又は名称
住所又は居所

1. 報告種別（該当する□に印をつけること。）
 新規又は続報の別： 新規 続報 前回報告： 年 月 日
 速報又は確認の別： 速報 確認
2. 報告をする個人情報取扱事業者（以下「報告者」という。）の概要

報告者の氏名 又は名称	（フリガナ）												

法人番号（13桁）													
業種・業種番号													
報告者の住所 又は居所	都道	市区											
	府県	町村											
代表者の氏名	（フリガナ）												

(報告者が法人等の場合に
限る。)

(フリガナ)

事務連絡者の氏名

所属部署 電話 ()

E-mail

3. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印をつけること。)

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

発生事案： 漏えい 漏えいのおそれ 滅失

滅失のおそれ 毀損

毀損のおそれ

発見者： 自社／委託先 取引先 顧客／会員

カード会社／決済代行会社 その他 ()

規則第6条の2各号該当性： 第1号 (要配慮個人情報)

第2号 (財産的被害)

第3号 (不正の目的)

第4号 (千人超)

非該当 (上記に該当しない場合の
報告)

報告者に個人データの取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

有 (名称 :)

(住所 :)

(電話 :)

無

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無

:

有 (名称 :)

(住所 :)

(電話 :)

無

事実経過 :

概要 :

発覚の経緯・発覚後の事実経過 (時系列) :

外部機関による調査の実施状況 (規則第 6 条の 2 第 3 号に該当す

る場合のみ記載) :

実施済 (実施中) 【依頼日 : 年 月 日】

実施予定 【依頼予定日 : 年 月 日】

検討中

予定なし

(詳細 :

)

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 (該当する□に印を付けること。)

媒体：□ 紙 □ 電子媒体 □ その他 ()

種類：□ 顧客情報 □ 従業員情報 □ その他 ()

項目：□ 氏名 □ 生年月日 □ 性別 □ 住所

□ 電話番号 □ メールアドレス

□ クレジットカード情報 □ パスワード

□ その他 ()

(3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

() 人のうちクレジットカード情報含む () 人

(4) 発生原因 (該当する□に印を付けること。)

主体：□ 報告者 □ 委託先 □ 不明

原因：□ 不正アクセス

(攻撃箇所： ())

(攻撃手法： ())

□ 誤交付 □ 誤送付 (メール含む。)

□ 誤廃棄 □ 紛失 □ 盗難

□ 従業員不正 □ その他 ()

詳細 :

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する□に印を付けること。)

有無：□ 有 □ 無 □ 不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)：□ 対応済 (対応中)

□ 対応予定 □ 予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

(7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表：□ 実施済 【公表日： 年 月 日】

□ 実施予定 【公表予定日： 年 月 日】

□ 検討中

□ 予定なし

公表の方法：□ ホームページに掲載 □ 記者会見

□ 報道機関等への資料配布

□ その他 ()

公表文：

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

今後実施予定の措置 (長期的に講ずる措置を含む。) 及び完了予定

時期：

(9) その他参考となる事項：

記載要領

1. 最上段の受付日及び受付番号の欄には記載しないこと。
2. 続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。
3. 2. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 2. の「業種」・「業種番号」(4 桁) は、日本標準産業分類から

記載すること。

5. 2. の「事務連絡者の氏名」の「電話」には、代表電話番号ではなく、当該事務連絡者の直通電話番号を記載すること。
6. 2. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
7. 3. (7) の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。
8. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第二（第七条第二項関係）

届出日	年	月	日
届出番号			

届出書

（個人情報の保護に関する法律（第 23 条第 2 項・第 23 条第 3 項）・個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号） 附則第 2 条）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

新規又は変更の別	1. 新規	2. 変更（元の届出番号： ）
個人又は法人等の別	1. 個人	2. 法人等

別記様式第一（第七条第二項及び附則第七条第一項関係）

届出日	年	月	日
届出番号			

届出書

（個人情報の保護に関する法律（第 23 条第 2 項・第 23 条第 3 項）・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号） 附則第 2 条）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

新規又は変更の別	1. 新規	2. 変更（元の届出番号： ）
個人又は法人等の別	1. 個人	2. 法人等

届出者の氏名 又は名称	(フリガナ)
法人番号 (13桁)	
届出者の住所 又は居所	都道 市区 府県 町村
届出者の屋号	(フリガナ)
届出者のホームページアドレス	
代表者の氏名 (届出者が法人等の場合に 限る。)	(フリガナ)
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合には記 載は省略可)	(フリガナ) 電話 () E-mail

2. 届出項目

(1) 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

届出者の氏名 又は名称	(フリガナ)
法人番号 (13桁)	
届出者の住所 又は居所	都道 市区 府県 町村
代表者の氏名	(フリガナ)
届出者が法人等の場合に 限る。)	
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合には記 載は省略可)	(フリガナ) 電話 () E-mail

2. 届出項目

(1) 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(□に印を付けること。)

(2) [略]

(3) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(4) 第三者に提供される個人データの更新の方法

(5) ・ (6)

(7) 本人の求めを受け付ける方法 (該当するもの全ての□に印を付けること。)

- 郵送 (宛先:))
- 受付窓口 (住所:))
- 電話 (番号:))
- WEB (URL:))
- その他 ())

(8) 本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

【 年 月 日 】

3. [略]

4. 本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。

(□に印を付けること。)

5. 添付書類 (□に印を付けること。)

委任状 (代理人により届出を行う場合に限る。)

(□内に印を付けること。)

(2) [同左]

[新設]

[新設]

(3) ・ (4)

(5) 本人の求めを受け付ける方法 (該当するもの全ての□内に印を付けること)

- 郵送 (宛先:))
- 受付窓口 (住所:))
- 電話 (番号:))
- WEB (URL:))
- その他 ())

3. 本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

【 年 月 日 】

4. [同左]

5. 本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。

(□内に印を付けること。)

6. 添付書類 (□内に印を付けること。)

委任状 (代理人により届出を行う場合に限る。)

記載要領

1. ・ 2. [略]

3. 変更の届出の際には、前回届出から記載を変更した箇所に下線を引くこと。

4. 1. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

5. 1. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

6. ・ 7. [略]

8. 4. の「法令等」には個人情報保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第 23 条第 2 項の規定により第三者に提供することはできない。

9. [略]

別記様式第三（第七条第二項関係）

届出日	年	月	日
届出番号			

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報保護に関する法律（第 23 条第 3 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

記載要領

1. ・ 2. [同左]

[新設]

3. 「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

4. 「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

5. ・ 6. [同左]

7. 5 の「法令等」には個人情報保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第 23 条第 2 項の規定により第三者に提供することはできない。

8. [同左]

[新設]

届出者の氏名又は名称
住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

元の届出番号										
個人又は法人等の別	1. 個人 2. 法人等									
届出者の氏名 又は名称	(フリガナ) -----									
法人番号 (13桁)										
届出者の住所 又は居所	都道		市区							
	府県		町村							
届出者の屋号	(フリガナ) -----									
	電話 ()									
届出者のホームページ レス										
代表者の氏名 (届出者が法人等の場合に 限る。)	(フリガナ) -----									
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合には記	(フリガナ) -----									

載は省略可)

電話 ()
E-mail

2. 個人データの第三者への提供をやめた理由

--

3. 個人データの第三者への提供をやめた日

【 年 月 日 】

4. 個人情報保護委員会による公表に関する希望 (いずれかの□に印を付けること。)

希望なし

次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望
(公表日を指定する理由：)

5. 添付書類 (□に印を付けること。)

委任状 (代理人により届出を行う場合に限る。)

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。

2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

3. 1. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。

4. 1. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。

5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。

6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第四 (第七条第三項関係)

委任状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先 (部署名)

上記の者を代理人とし、(個人情報の保護に関する法律 (第 23 条第 2 項・第 23 条第 3 項) ・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 2 年法律第 44 号) 附則第 2 条) の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先 (部署名)

別記様式第五 (第二十四条関係)

届出日	年	月	日
届出番号			

届出書

個人情報の保護に関する法律第 53 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

別記様式第二 (第七条第三項及び附則第七条第二項関係)

委任状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先 (部署名)

上記の者を代理人とし、(個人情報の保護に関する法律 (第 23 条第 2 項・第 23 条第 3 項) ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 65 号) 附則第 2 条) の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先 (部署名)

別記様式第三 (第二十四条関係)

届出日	年	月	日
届出番号			

届出書

個人情報の保護に関する法律第 53 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>めの番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。</p> <p>4. ～ 6. [略]</p>	<p>号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。</p> <p>4. ～ 6. [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第二条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（改正法附則第二条の規定による通知等の方法）

第二条 第七条の規定は、改正法附則第二条の規定による通知及び届出について準用する。

2 第八条の規定は、改正法附則第二条の規定による届出について準用する。

（個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第三条 第十七条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十七条第二項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置）

第四条 法第二十六条の二第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第十八条の二に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第十八

条の三に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行つているものについては、第十八条の第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置)

第五条 第十八条の四第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十八条の三に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第十八条の四第二項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。